



第4号様式

流 家 第1767号

令和4年 3月23日

流山市監査委員 様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和4年2月17日付け、流監第119号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和4年2月17日・流監第119号		
監査の種類別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
子ども家庭部子ども家庭課	指摘	児童館の修繕について、請書に仕様書が未添付であった。規則等に定められた適正な契約事務を執行されたい。	仕様書の未添付については、仕様書が添付されている請書に差替えました。今後は、複数の職員によるチェック体制を構築し、再発防止に努めてまいります。
子ども家庭部保育課	意見	切手受払簿について、受払簿の記載内容と保管実態にそごが生じていた。郵便切手類は換金性が高く、不正使用や盗難等のリスクも高いことから、受払簿への記載を徹底し、適正に管理されたい。	切手受払の際には、使用者以外の者が残数を確認し切手受払簿に記載することとしました。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。